

普通預金「しんきん教育資金贈与専用口座」

水 沢 信 用 金 庫

令和5年4月1日現在

1.商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金「しんきん教育資金贈与専用口座」 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
2.販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・直系尊属(曾祖父母、祖父母、父母等)から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座は、お一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合、他の支店・他の金融機関で専用口座の開設はできません。 ※前年合計所得金額が1,000万円超のお客様は、本非課税措置を受けられません。
3.期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・贈与税が非課税となる預金の取扱期間 平成 26年 7月 1日 ～ 令和 8年 3月31日 ・預入期間 預金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで
4.預 入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時預入できます。 ※贈与契約書の預入期限日までに、直系尊属から贈与された金銭を預入いただきます。 (預入期限日は、契約の日から2ヶ月以内で指定できます。) ※預入にあたっては、贈与契約書および教育資金非課税申告書等を提出いただきます。 ・1円以上 1,500万円以下 (口座新規の際は0円での開設も可能とします。) ・1円単位
5.払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として預金者の教育資金の支払いにあてる場合に限り払い戻しできます。 ・預金者が教育資金の立替払いをされた後、その教育資金に係る学校等からの領収書等を提出した場合に、当該金額を専用口座から払い戻しいたします。 ※領収書等に記載された支払年月日から1年後応答日までの提出とします。 ※領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については、非課税措置の適用を受けることはできません。 ・教育資金の請求書等を提出した場合に、当該金額を専用口座から振込みいたします。 ※23歳以上のお客様の教育資金の範囲は、学校等や教育訓練給付の支給対象となる教育訓練に係る費用に限定されます(習い事等は対象外)。
6.利 息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・毎日の店頭表示の利率を適用します。 ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・1年を365日とする日割計算 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし利息を計算します。
7.税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優を利用の場合は除きます) ※令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・マル優の取扱いができます。

10.中途解約時の取扱い等	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、中途解約はできません。ただし、預金者が①30歳に達した場合(注)、②死亡した場合、③預金残高がなくなり契約終了の合意があった場合には、口座は解約となります。 <p>(注)預金者が学校に在学中、または、教育訓練を受講中で、当金庫に届出をした場合限り、30歳に到達後も引き続き本非課税措置を利用することができます。ただし、期限までに届出をしない年の12月31日または、預金者が40歳に達する日のいずれか早い日に契約は終了となります。</p>
11.金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0197-23-2498、FAX:0197-25-7073)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年4月1日以後、専用口座へ預入をした日から契約終了の日までの間に贈与者が死亡した際、相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合には、受贈者の年齢や在学中の有無にかかわらず、非課税拠出額から教育資金拠出額を控除した残額が相続財産に加算されます。 公共料金等の自動支払および給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取の指定口座とすることはできません。 キャッシュカードは発行いたしません。 総合口座の取扱いや、本預金の譲渡、担保提供はできません。 インターネットバンキング利用口座としての登録はできません。 口座開設店以外の窓口、ATMおよび振込での預入れはできません。 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)